

八戸市景観形成基本計画

概要



平成16年3月

八 戸 市

はじめに



八戸市は、昭和4年の市制施行以来、工業・漁業・商業などの産業と都市基盤や機能の集積により人口24万5千人を擁する北東北の中核的な都市として発展して参りました。また、美しく豊かな自然と地域文化にも恵まれたところでもあります。

21世紀を迎え、少子高齢化の進行、地方分権や情報化・国際化の進展、地球規模での環境問題の深刻化、産業構造の転換など、社会情勢の大きな変化とともに人々の考え方も多様化してきており、社会資本の整備や物質的な充足とともに、都市空間においても、ゆとり、潤い、安らぎや美しさといった精神的な豊かさを求める声が高まってきております。

当市には、是川縄文遺跡や根城社などの歴史的遺産、八戸三社大祭やえんぶりなど、歴史の中で培われ、守られてきた地域の生活、文化があります。また、名勝種差海岸をはじめとする海岸線や馬淵川、新井田川流域の豊かな自然資源にも恵まれております。このような文化と自然資源とともに、この地域で暮らす人々や訪れる人々がいつまでも住み続けたい、訪れてみたいと思うような美しい魅力ある都市を創造していくことが大切であると考えております。

「八戸市景観形成基本計画」は、八戸市の景観形成の基本的な考え方を示し、市民、事業者、行政がそれぞれの役割のもと、連携し、協働して、「住んでよかった 住んでみたい 子どもたちが誇れる 魅力あるまち八戸」に向けた今後の景観行政の取組を充実していくために策定するものであります。

最後に策定にあたって、お力添えを賜りました皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後とも、豊かな潤いに満ちた空間づくりに市民の皆様とともに取り組んで参りたいと思います。

平成16年3月

八戸市長 中村 寿文

1. 景観形成基本計画について

(1) 目的

私たちは、常日頃から周りの環境や風景といったものの中で生活してきましたが、便利さや経済性などを優先し、そのことを真剣に意識し、十分に配慮してきていませんでした。

これまでの都市の発展や機能本位の画一的な開発から視点を変え、街並みや都市景観、里山景観といったものに配慮、取り組むことが必要です。それが魅力あるまちを創り、ゆとりやうるおいを増し、人々を集め、本当の豊かさを実感することができると思います。

景観とは、景色や風景を「観る」ことであり、単にもの、風景、眺めを見るものではなく、それを観る人、感じる人の存在と関わりが大切です。

この計画は、歴史や伝統のある街並みや広大な自然を生かした魅力ある景観形成に向けて、目標や基本方針を定め、市民・事業者・行政が一体となって実現するための方策を示すことにより、八戸市の魅力ある景観づくりを進めるための基本的な指針とすることを目的としています。

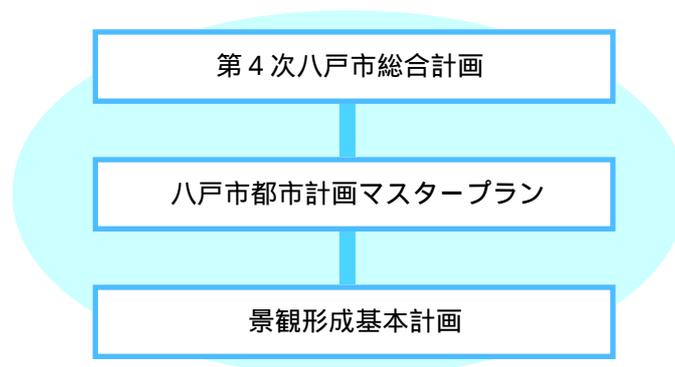
(2) 役割

景観形成基本計画の役割は、市民や事業者が行う景観形成に関わる計画づくりや活動、事業等に対する指針であるとともに、行政としての様々な景観施策の展開等に結びつけるものであります。

(3) 計画の位置づけ

景観形成基本計画は、「第4次八戸市総合計画」の将来の都市像や施策展開の方向等に即しつつ、八戸市の将来を見据えた都市のあるべき姿や都市施設の整備方向等が示された「八戸市都市計画マスタープラン」に基づいて検討された、景観形成に関わる基本計画として位置づけられます。

この景観形成基本計画は、今後の景観条例の検討等に結びつけていくための基本的な指針となるとともに、緑の基本計画等の関連する計画と連携していくものとします。



(4) 策定体制

景観形成基本計画は、並行して策定しました「八戸市都市計画マスタープラン」の市民アンケート調査や地域別まちづくり懇談会等により、市民の意見や意向等を把握し、また、景観検討委員会の場において、専門的見地から検討したものであります。

2 . 景観の現状

(1) 八戸市の概況

城下町や港町としての発展の歴史があり、大規模な港湾や産業の都市集積や、交通ネットワークの利便性の向上による北東北の玄関口としての重要性も増し、北東北を代表する中核都市となっています

(2) 景観特性の整理

< 自然的景観特性 >

自然海岸を有する海と緑豊かな台地丘陵の自然的な空間に囲まれ、大きな河川が市域を貫いています。市街地内に公園や緑地が数多くあり、また、海沿いや小高い丘からの海や山、市街地への眺望が優れています

< 歴史・文化的景観特性 >

海から開けた港町の歴史・文化が、歴史的経緯の中で景観を特徴づけています。このような景観資源が、市街地や集落地、田園や台地丘陵に多く点在します。八戸三社大祭や八戸えんぶり等の街なかの祭り・伝統行事も景観特性としてあげられます

< 都市的景観特性 >

中心市街地や陸奥湊駅周辺等の商店街や小路等を中心とした庶民的な街並み景観、八戸駅周辺の新しい街並み景観、港湾や産業等による活力のある臨海部の景観、良好な住宅地の景観、生活環境の整備が必要な住宅地等の景観があります



(港からの市街地の広がり)



(八戸三社大祭)



(八戸えんぶり)

(3) ゾーン別景観特性の整理

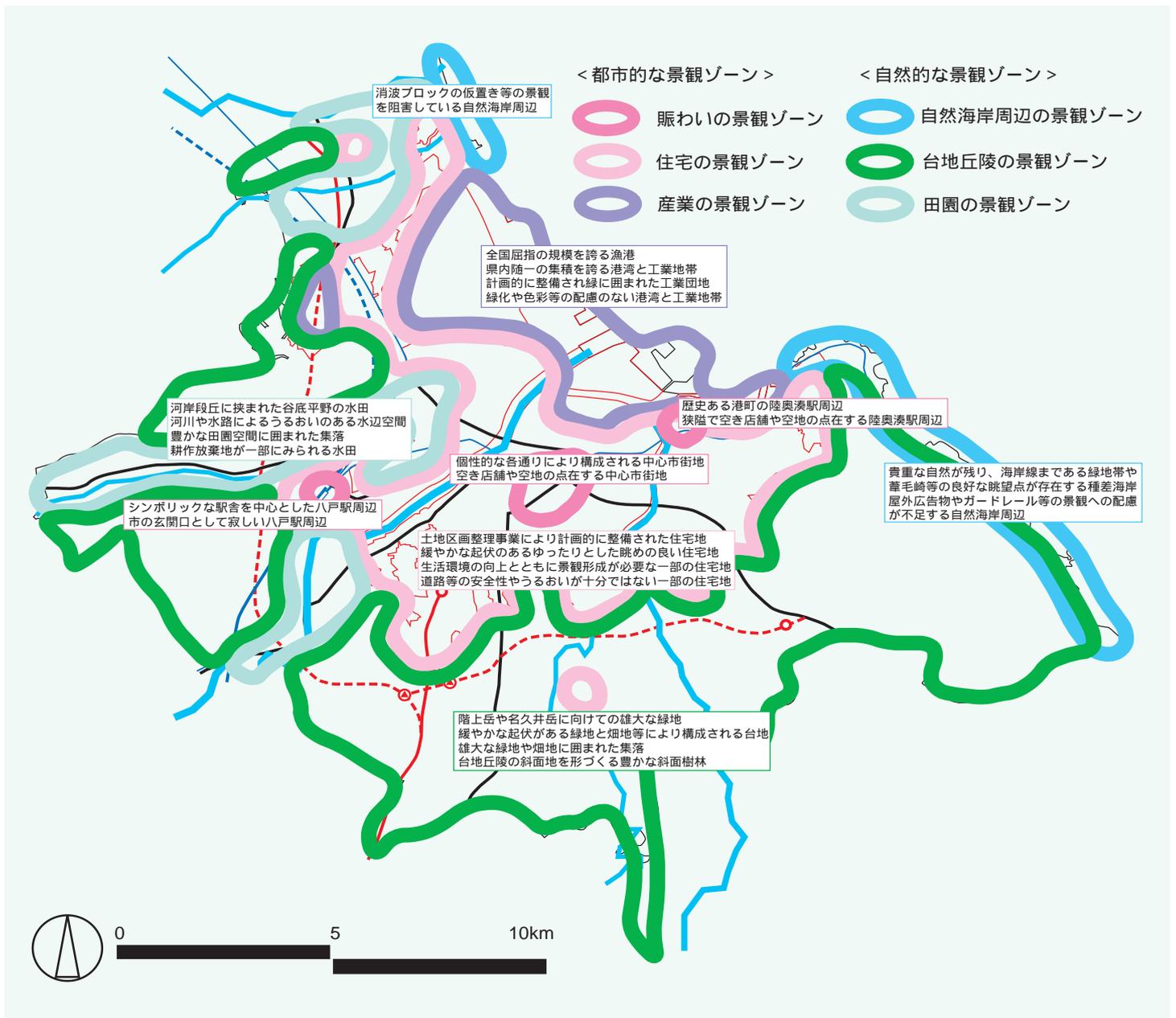
八戸市の景観を地形や土地利用等の特徴により「都市的な景観ゾーン」と「自然的な景観ゾーン」に区分し、各々の景観特性を整理します。



(中心市街地の街並み空間・三日町地区)



(名勝「種差海岸」)



3 . 景観形成の課題

景観の特性や市民の意向等を踏まえると、変化のある海沿いの景観や北東北の中核都市としての景観をいかに形成していくかが大きな課題となります。

また、臨海部の特徴的な港湾景観や内陸部の住宅地の景観、周辺の自然的な景観を整えていくための課題が合わせて抽出されます。

変化のある海沿いにおいて全体的な景観の結びつきを意識します

人々を迎え入れる場としての景観を意識します

まちを豊かに包む自然的な景観を維持します

良好な住宅地の景観を維持し、生活環境が未整備な住宅地の景観を整えていきます



(八戸市の空撮)

4 . 景観形成の目標

景観形成の課題を踏まえると、以下のような景観形成の目標を示すことができます。

八戸市は、変化のある海沿いの景観を意識することにより、種差海岸に代表される自然の海の景観、海から発展した港町としての歴史のある景観、臨海部の港湾や産業による都市の活力のある景観等、多彩な海の景観を活かすことができます。

また、人々を迎え入れる場としての景観を意識することにより、まちに賑わいや交流のある景観が生まれるとともに、豊かな自然に包まれた景観をしっかりとまもり、活かしていくことや、市民の豊かな暮らしを身近な景観で演出することも重要であり、このようなまちや自然、暮らしのある景観を美しく輝かせていくことが大切です。

よって、景観形成の目標としては、景観形成の課題において示された4つの課題を踏まえ、海を感じられる景観、賑わいに満ちた景観、眺望を活かした景観、うるおいのある身近な景観づくりを進めることにより、海、まち、自然、暮らしのえがおを輝かせる景観形成をめざします。

5 . 景観形成の基本方針

景観形成の目標及び4つの景観形成の課題を踏まえ、八戸らしさを表現した景観形成の基本方針を以下に示します。

海から発展した都市八戸のシンボルである海を活かした、海を感じられる景観づくり

八戸市は、自然豊かな海岸線と歴史のある漁港、臨海部の港湾空間を有し、この自然、歴史、都市を象徴する景観が海沿いを中心に連続していることから、この変化のあるシンボリックな海岸線や海のうるおいを積極的に活かした景観づくりを進めます。

北東北における中核的な都市として、賑わいに満ちた景観づくり

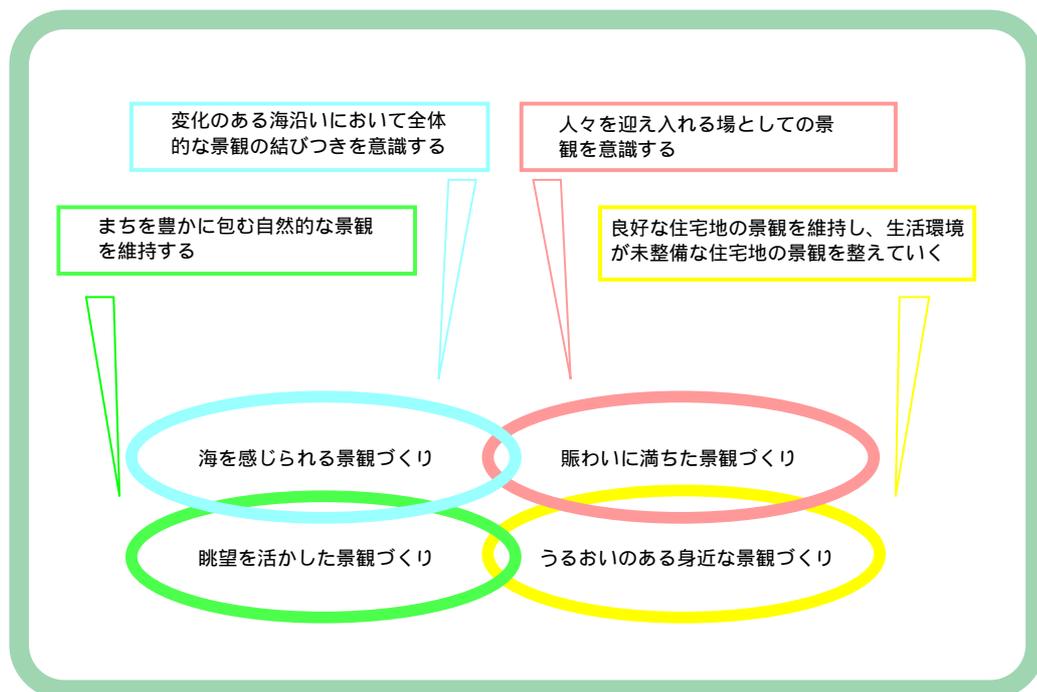
北東北の中核的な都市として、多くの訪れる人に対して、ホスピタリティの豊かさが見える景観づくりを目指すために、多くの人々が集う場において、歴史的資源や観光的資源等を活かしながら、賑わいに満ちた景観づくりを進めます。

豊かな自然をまもり、なだらかな台地などによる優れた眺望を活かした景観づくり

八戸市は、海と丘陵の自然に抱かれた都市であることから、山林や田園等の自然景観をまもり、市域を貫く馬淵川や新井田川における水辺の景観や、周辺に広がるなだらかな台地や坂道、河岸段丘等からの優れた眺望を活かした景観づくりを進めます。

住宅地や集落地におけるうるおいのある身近な景観づくり

住宅地や集落地は、生活環境を整え、うるおいのある街並みづくりを進めるとともに、花づくりによる身の回りの緑化や集落内の寺社との調和を図る等、身近で小さな景観をはぐくむ景観づくりを進めます。



6 . 景域別の景観形成方針

(1) 景域の設定

景観形成の目標及び基本方針を具体的に展開するために、八戸市の都市空間の特徴を踏まえ、「全体的な景観形成方針を示すための面的な景域」と、「八戸市の空間構造上の骨格を捉えた景観形成方針を示すための景観軸となる景域」を以下のように設定します。

1) 景域設定の考え方

全体的な景観形成方針を示すために、八戸市の地形や土地利用等の同様なまとまりを踏まえ、面的な景域を設定します。

八戸市の空間構造上、骨格となる景観をより美しくすることが重要であることから、景観軸となる景域を特に取り上げて設定し、景観としての連続性や統一感、調和を目指します。

2) 景域の設定

2つの景域設定の考え方に基づき、以下に景域を設定します。

< 全体を面的に捉えた景域の設定 >

地形や土地利用の特徴やまとまりを基本とし、ゾーン別景観特性におけるゾーン区分を受けて、八戸市全体を面的に捉えた景域を以下の6つに設定します。

賑わい景域	(中心市街地、八戸駅周辺、陸奥湊駅周辺の景域)
住宅景域	(住宅系の土地利用が中心の景域)
産業景域	(産業系の土地利用が中心の景域)
自然海岸周辺景域	(種差海岸周辺、市川海岸周辺の景域)
台地丘陵景域	(山林や畑地等の台地丘陵が中心の景域)
田園景域	(水田等の田園が中心の景域)

< 景観軸となる景域の設定 >

八戸市の地形や歴史から景観構造上の骨格となる海岸線と2つの河川を景観軸として設定します。

海岸線を景観軸とする景域

- ・海岸線は、自然豊かな海岸、活力のある漁港、港湾空間等の様々な八戸らしさを有するとともに、海から発展したまちの歴史や風土を示す景域です。

馬淵川と新井田川を景観軸とする景域

- ・馬淵川と新井田川は、海とまちと台地丘陵を結ぶ水の景観の連続性や豊かな眺望、及び市域を大きく3つに分ける骨格的な軸性を有する景域です。

(2) 景域別の景観形成方針

1) 景観軸となる景域の景観形成方針

海岸線を景観軸とする景域の景観形成方針

多彩な景色が見られる海の眺望点や眺めのある景観を形成します
 海の景観をより美しくする海沿いの緑が連続したうらおいのある景観を形成します
 海からの眺めを意識し海のうらおいと調和する色彩や施設のボリューム感に配慮した景観を形成します
 海に近づきやすい身近で開放的な景観を形成します

馬淵川と新井田川を景観軸とする景域の景観形成方針

馬淵川は海や周辺への広大な見通しや川沿いの美しさのある景観を形成します
 新井田川は桜並木を活かして身近な緑や美しい街並みが連続する景観を形成します



2) 全体を面的に捉えた景域の景観形成方針

賑わい景域の景観形成方針

中心市街地は変化のあるまちの賑わいや歩いて楽しい空間が連続する景観を形成します
八戸駅周辺は将来の発展を象徴するような明るさのある景観を形成します
陸奥湊駅周辺は港町の昔ながらの庶民的な雰囲気のある景観を形成します

住宅景域の景観形成方針

計画的に整備された良好な住宅地景観を保全します
基盤整備を進めながら良好な住宅地景観を形成します
住宅地内の良好な眺望点を保全します
住宅地内の幹線道路は落ち着いた沿道景観を形成します
歴史・文化的資源を活かして周辺の景観を形成します

産業景域の景観形成方針

港湾空間は海や空等と調和するうるおいのある景観を形成します
漁港周辺は港の雰囲気を醸し出す景観を形成します
沼館地区は海沿いの賑わいと海への開放感のある景観を形成します
ポートアイランドは海に浮かぶシンボリックな景観を形成します
内陸部の産業空間は周辺の緑地等の景観に調和させます

自然海岸周辺景域の景観形成方針

種差海岸は美しい自然海岸の景観を現状のまま保全します
市川海岸は海に近づきやすい景観の工夫と周辺の緑地景観を保全します

台地丘陵景域の景観形成方針

緑地や里山等の緑豊かな景観を保全します
緑豊かな景観と調和する集落や施設の景観を形成します

田園景域の景観形成方針

水田や河川・水路の景観を保全します
田園景観や水辺景観と調和する集落や施設の景観を形成します



(十三日町の景観)



(八戸駅前の景観)



(売市地区の良好な住景観)



(漁港の景観)



(種差海岸の景観)



(水田が広がる田園景観・市川地区)



(自然豊かな台地丘陵景観・豊崎地区)

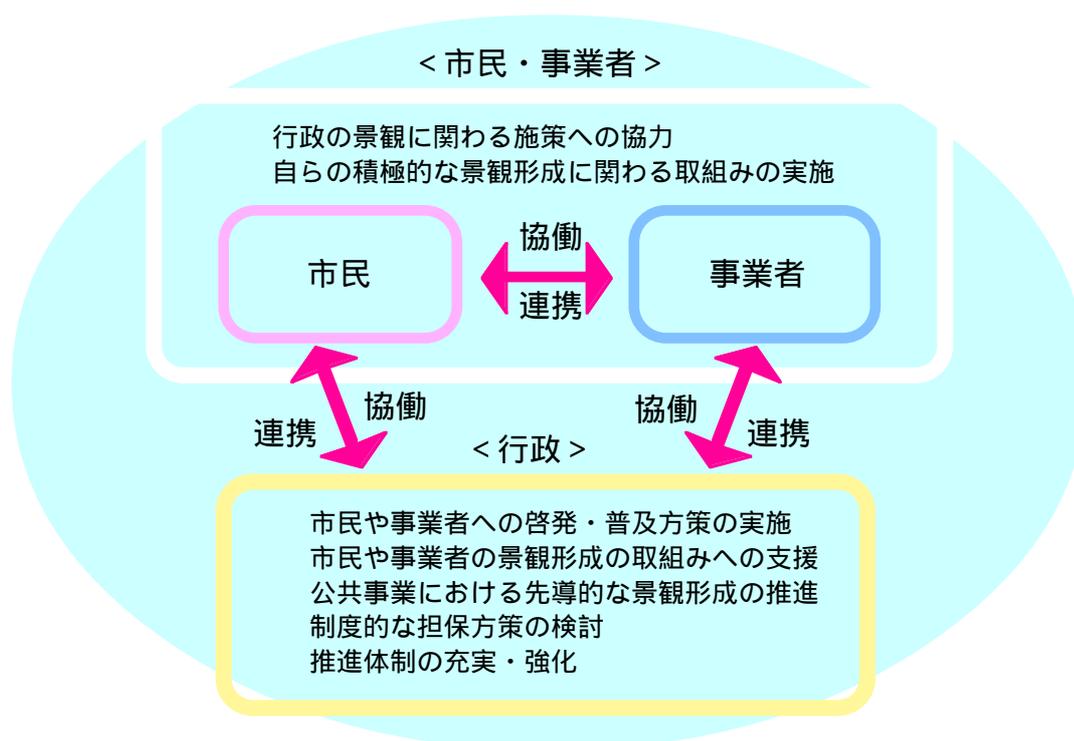
-  賑わい景域
-  住宅景域
-  産業景域
-  自然海岸周辺景域
-  台地丘陵景域
-  田園景域



7. 景観形成の実現方策

(1) 基本的な考え方

- ・景観形成を実現するためには、市民・事業者・行政が各々の役割について理解し、互いに連携しながら、この景観形成基本計画に基づいた景観形成に関わる取組みに対して積極的に参加していくことが必要です。
- ・景観形成とは、都市における豊かさや快適性を享受する空間や環境を創造し、維持・向上させていく役割がありますが、八戸市ではこれまで産業や都市の活力を中心に発展してきたことから、今後は、うるおいや安らぎ、人や街の賑わい、車中心から歩行者中心への変化、身近な景観としての花づくり等、多様な視点を踏まえた景観づくりを進めることが必要です。
- ・景観形成の取組みにおいては、個々の美しさだけではなく、協調性や調和が必要であり、公共空間が魅力ある景観形成を先導していくとともに、民有空間が積極的に連携する景観形成を進めることが求められます。
- ・八戸市では景観形成の取組みに市民が参加する機会が少なく、行政が積極的に市民を先導していくことが必要です。
- ・景観形成の取組みを確実に手掛けていくためには、市民と事業者が行政の景観施策への協力を努めるとともに、自ら積極的に景観形成に関わる取組みを行い、市民、事業者、行政が協働・連携していくことを基本とします。
- ・八戸市は、市民や事業者の景観形成を啓発し、その取組みを積極的に支援していくとともに、公共事業における先導的な景観形成の推進、制度的な担保方策の検討、推進体制の充実・強化を進めていくものとします。



(2) 市民と事業者の役割

<市民の役割>

景観づくりを学び理解	市民は、まちの豊かさやうるおいをつくり魅力を高める景観づくりを理解するために、自ら積極的に学ぶことに努めます。
行政の施策へ積極的に協力	市民は、これまで八戸市の景観づくりに関わる機会が少なかったことから、行政が企画する景観に関わるイベントやまちの景観賞への参加により、景観に対する興味や認識を高め、行政の施策に積極的に関わり協力することに努めます。
市民発意の主体的な景観づくり	市民が積極的に景観づくりに関わるためには、まもるべき景観や直すべき景観等がある具体的な地区について、市民発意による景観形成を推進する地区の提案を行い、自分たちの住むまちや働くまち、楽しむまちの身近な景観づくりから取組むことに努めます。
身近な美化活動による景観づくり	公共空間である海岸線や道路、公園、河川等については、行政との連携を図りながら、周辺の自治会等の市民組織が美化活動に参加し、身近な景観の維持・向上に努めます。
ボランティア組織やNPO等の景観に関わる調査や活動等への参加	美しい景観を創造し維持していくためには、周辺住民のみならず広く市民が関わる必要があります。景観形成を支援するボランティア組織やNPO等が参加し、種差海岸沿いのクリーンアップイベントの開催や、市民版の景観の良い点・悪い点をまとめた景観カルテの作成等、景観の維持・向上を幅広く展開することに努めます。

<事業者の役割>

行政の施策へ積極的な協力	八戸市における臨海部の港湾や工場を含む個別建築、商店街組織による店舗整備、新しく事業を行う面的な開発整備等に関する事業者は、八戸市の行政の景観形成に関わる計画や施策に対して積極的に協力することに努めます。
周辺景観との調和や空間デザインの魅力化	事業者は、周辺景観との調和や良質な空間デザインの工夫、屋外広告物やサイン等のデザインの工夫を行いながら、質の高い魅力ある景観づくりを意識するように努めます。
住民との連携による景観づくり	事業者は、個々の魅力ある施設や地区の景観づくりとともに、周辺の街並みづくりとの連携等、周辺住民との対話を図りながらより良い景観づくりを促進するように努めます。

(3) 行政の役割

市民や事業者への啓発・普及方策の実施	景観づくりのPRや情報発信	景観づくりを地域に広く浸透させるためには、市民や事業者に対して、行政の景観形成に関わる計画や施策を、市民向けに分かりやすくPR及び情報発信します。
	市民が景観づくりを学習する機会の提供	市民の景観づくりへの理解を高めるためには、次代の景観づくりを担う子供たちの景観教室、市民向けの街並み見学会、写真を撮って景観を語る会、景観フォーラム等を実施し、景観学習の場を提供します。
	活動面の表彰も含めたまちの景観賞の充実	八戸市まちの景観賞は、市民や事業者の景観づくりへの意欲をさらに高めるために、まちの景観や環境の維持・管理に関わる市民活動の表彰を含めていくことを検討します。
	市民発意の景観に関わるアイデア等を募集	新しいまちづくりを進める際には、市民からの景観に関わるデザイン等のアイデアを募集し、市民発意の景観づくりや景観をまもる活動を展開していきます。
市民や事業者の景観形成の取組みへの支援	市民発意の景観形成を支援する景観アドバイザーの派遣	地区における景観形成に関わる計画や協定等の検討を支えるために、都市の景観づくりを指導できる人材の育成・確保を図り、その人材を景観アドバイザーとして派遣し、市民や事業者が取り組む景観づくりを支援します。
	市民による身近な美化活動への支援	海沿いや道路、公園、河川等の公共空間における市民の美化活動については、積極的に支援を行います。
	行政と市民による景観点検の促進	八戸市と市民組織が景観についての点検を行う取組みを促進して、地区の景観カルテや点検リスト、眺望点マップ等を作成し、景観阻害になる施設はその施設の管理者と地域住民との合意形成のもとで改善に努め、保全すべき優れた景観資源は今後関連する施策や計画の対応を図ります。
	良好な寺社林・里山の景観保全の支援	貴重な自然資源や景観は、地権者の協力と緑地保全施策等との連携を図りながら、良好な寺社林や里山の景観の保全を支援します。
公共事業における先導的な景観形成の推進	公共事業における景観デザインリーダーとしての役割の充実	身近な交流空間である公的施設を整備または再整備する場合は、その機能の保持とともに長期間にわたる周辺の景観デザインリーダーとしての役割を考慮し、周辺景観との調和を先導することを積極的に進めます。
	公共事業の景観アセスメントの活用	景観デザインリーダーとなる公共事業においては、計画時点での景観評価や周辺住民の意見聴取等を行うとともに、事業完了時においても、計画時点の景観評価の検証や周辺住民等の意見聴取等を行い、その資料やデータを今後の景観づくりに活用します。将来的には民間事業への適用も検討していきます。
制度的な担保方策の検討	景観条例の制定	景観形成を積極的に推進するために、公民の役割分担、景観形成基本計画、景観誘導の手法、行政の対応方策、推進組織を制度的に位置づけることができる景観条例の制定に向けて今後取組みます。景観条例は、合併後の制定に向けて検討を進めます。
	景観形成重点地区の指定	重点的に景観形成を進めるべき景観形成重点地区を景観条例において位置づけて指定し、景観条例に基づいた市民参加による景観形成を進めます。
	景観形成推進地区の指定	市民発意で景観形成を積極的に取組む意欲のある地区については、景観形成重点地区と同様に重点的に景観形成を進めるべき地区として位置づけ、景観形成推進地区として景観条例において指定し、市民の主体的で積極的な取組みを支援します。
	屋外広告物制度の活用	屋外広告物制度は、現在青森県の条例により運用されているが、八戸市としての良好な景観を積極的に維持していくために、八戸市の屋外広告物制度を今後検討します。
	大規模行為景観形成基準の活用	大規模行為景観形成基準は、現在青森県の基準により運用されていますが、周辺景観との調和等のよりきめ細かな対応を図っていくために、景観条例との整合を図りながら、八戸市としての大規模行為景観形成基準を今後検討します。
推進体制の充実・強化	景観を検討・審議する組織の強化	推進組織は、現在の景観検討委員会を活かしつつ、市民組織や設計・建設・開発等の事業者との連携・協力を図りながら、法令による届出事業の審議や地区レベルの景観形成計画の検討への支援等を行う組織としての強化を図ります。
	行政の体制強化	景観形成に関わる市民の相談等に対応するため、市民にわかりやすい形で景観担当の窓口の設置を検討します。市民からの景観づくりに関わる情報や提案を広く収集できる景観情報箱や市のホームページ上の対応等の充実を図ります。
国の新しい動きへの対応	景観法への対応	現在国においては、景観に関する基本法制の整備、屋外広告物に関する制度の充実、緑に関する法制の抜本的見直しを検討されており、美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するための「景観緑三法」の整備が進められている。八戸市においては、景観緑三法の中の景観法の整備を受けて、この景観形成基本計画を積極的に活用していくものとします。

(4) 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、市民や事業者と連携しつつ、行政における先導的な景観形成を推進するために、景観条例に位置づけて指定し、具体的な景観形成を進めるものです。

本計画においては、景観形成重点地区の定義や導入の意義・必要性を整理し、景観形成重点地区の抽出の考え方を示すことによりその候補地区を抽出します。

1) 景観形成重点地区の定義

景観形成重点地区は、多くの人々が集い交流する都市の拠点や、保全すべき貴重な自然資源が景観形成上重要であると認識できる地区であり、そのために重点的に景観づくりを行う必要のある地区として捉えるものとします。

2) 景観形成重点地区の導入の意義・必要性

景観形成上の重要な地区を明確にすることができる

景観形成重点地区は景観形成を先導するモデルとなる

景観に配慮した関連する公共事業等を集中的に実施する位置づけとなる

3) 景観形成重点地区の抽出の考え方

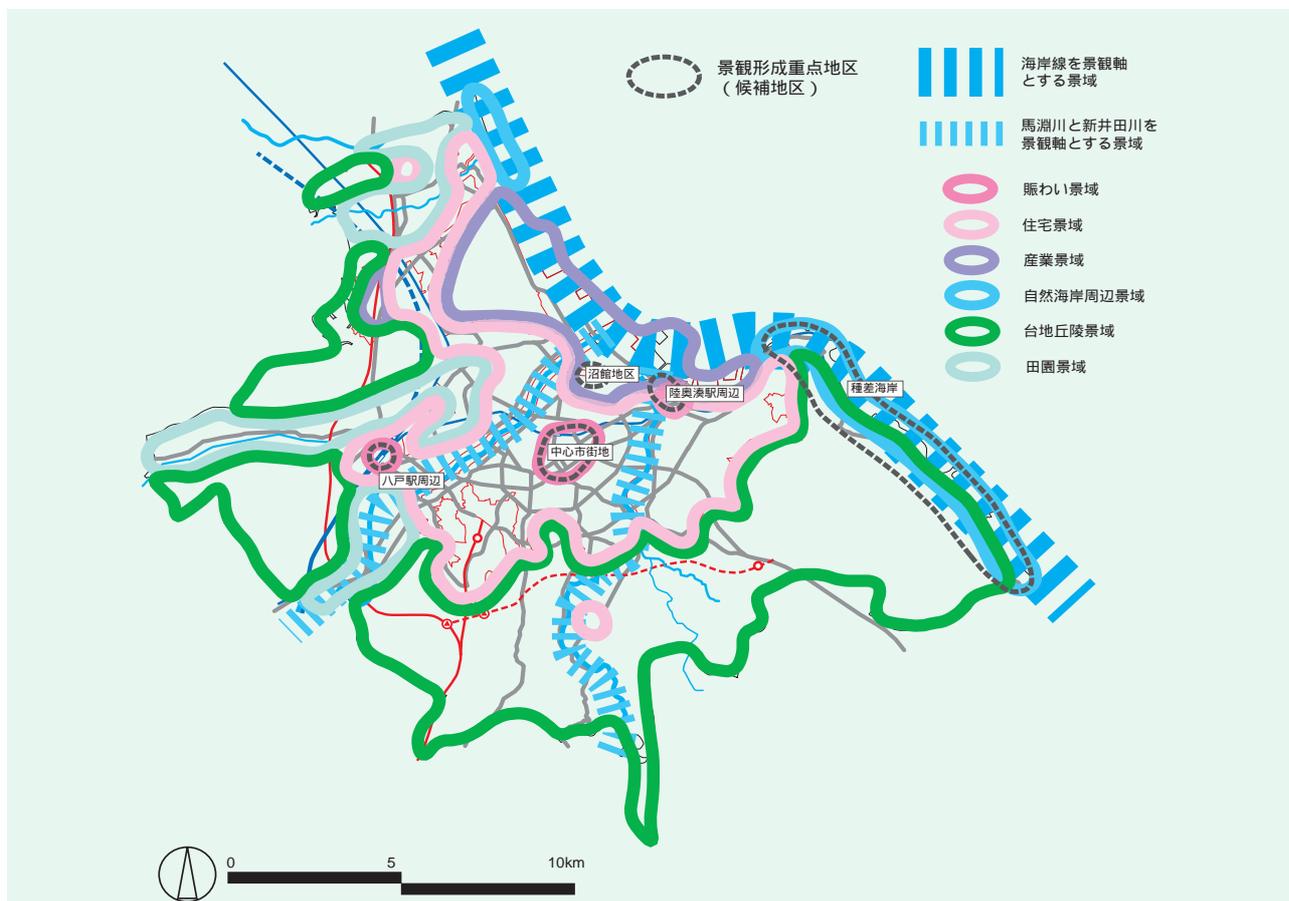
以下に示す3つの要件のいずれかを満たす地区を今後、景観形成重点地区に指定していくものとします。

都市計画マスタープランにおいて都市拠点として位置づけられている地区

優れた景観を保全する必要性が高い地区

八戸らしさのための景観軸に関係する地区

景観形成重点地区の候補地区は上記の要件を満たす以下の5つの地区が考えられます。



(5) 景観形成推進地区

景観形成推進地区は、市民発意で景観形成を積極的に取り組む意欲のある地区であり、景観条例に位置づけて指定し、具体的な景観形成を進めるものです。

本計画においては、景観形成推進地区の定義や導入の意義・必要性を整理し、景観形成推進地区の指定の考え方を示します。

1) 景観形成推進地区の定義

景観形成推進地区は、市民が主役となって景観形成を進めていくために、市民や事業者から発意し、行政が積極的に支援しながら、重点的に景観づくりを行う地区として捉えるものとします。

2) 景観形成推進地区の導入の意義・必要性

市民や事業者が景観づくりに積極的に関わることが明確化できる
行政の支援を重点的に実施することができる
市民発意の周辺の景観づくりを促進することができる

3) 景観形成推進地区の指定の考え方

以下に示す要件を全て満たす地区を今後、景観形成推進地区に指定していくものとします。
市民主体の景観づくりの意欲がある地区
地区及び周辺の合意形成が可能な地区
景観づくりを検討する体制づくりが可能な地区

(6) 景観条例のあり方

景観形成の実現に向けて必要な取り組みを位置づけ、制度化する手法として導入を図る景観条例の制定にあたって、その視点や条例が果たすべき役割を整理します。

市民・事業者・行政の協働の推進	都市計画マスタープランの推進方策の基本としても示されているとおり、景観形成について必要な事項を規定する景観条例においても、市民・事業者・行政の協働による推進を基調とします。協働の推進のため、市民・事業者・行政のそれぞれの責務や役割分担・連携のあり方を示します。
八戸市における都市美、景観における個性の強化	広域から人・もの・情報が集まる中核的な都市として、八戸市の都市景観をより美しく、個性が光り輝くものとすることに寄与します。
風景の重視	建築物、工作物のみでなく、視覚に映るものすべてを対象とする考え方に立ちます。そのため、条例の対象とする行為を幅広く設定することを目指します。
ストック（今あるもの）の改善	都市の拡大や人口の増加が進む都市化社会から都市型社会へと移行したことを踏まえて、新たにつくることに対する規制誘導に加え、既存ストックの改善の誘導にも主眼をおきます。建築物等の新設の際の規制誘導だけでなく、既存ストックの改善・是正に対する誘導が可能なしくみを位置づけます。
具体的な規制誘導	魅力ある景観形成に向けた理念を唱うだけでなく、具体的な規制誘導・コントロールが可能な仕組みを備えます。
施策の重点化	個性豊かな優れた景観を保全すべき地区、八戸の顔となる景観形成を進めるべき地区等、八戸市にとって景観上特に重要な地区を選定し施策を重点的に展開する重点化の視点を持ちます。
市民発意の重視	まもるべき景観、改善すべき景観などに対する市民発意による提案、身近な景観形成に対する地区住民自らによる主体的な取組みを促進します。景観づくりの市民発意による提案制度や、地区住民による主体的な景観形成活動を誘導する支援措置等を条例に位置づけます。
景観教育	啓発・普及方策として、生涯学習、学校での景観学習等の取組みを支援する制度を位置づけます。

八戸市景観形成基本計画

平成 16 年 3 月

発 行

八 戸 市

郵便番号 〒 031-8686
住 所 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号
電話番号 0178-43-2111(代)
ホームページアドレス <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

編 集

八戸市 都市開発部 都市政策課

電話番号 0178-43-2111 内線 331
F A X 番号 0178-41-2302
E - m a i l アドレス toshisei@city.hachinohe.aomori.jp

協 力

(株) エックス都市研究所